

## 府の公共施設における利用制限の状況（主な事例）

平成29年2月

施設		管理規程	利用制限の状況					
			①施設の目的による制限	利用内容による制限				
				②公序良俗	③営利等	④業務、近隣住民への支障等	⑤施設のき損	⑥管理上の支障、その他不適当
行政庁舎	旧本館	京都府庁旧本館貸付規定	○	○	○	○	○	
	総合庁舎	総合庁舎府民開放事業実施要領		○	○	○		○
文化関係	中丹文化会館	中丹文化会館使用規則		○			○	○
商工関係	総合見本市会館	総合見本市会館管理規則				○	○	○
福祉関係	ハートピア京都	総合社会福社会館条例施行規則		○			○	○
スポーツ関係	府立体育館	府立体育館条例施行規則		○	○			○
都市公園	山城総合運動公園等	都市公園条例						○
教育関係	府立学校	教育財産取扱規則	○					○
	るり溪少年自然の家	府立少年自然の家条例施行規則	○					○
博物館等	府立郷土資料館	府立郷土資料館条例施行規則			○		○	○